

経済建設委員会

よって、災害を拡大し、住民に被害を与えることがないように、また、市民に供給する水の安心安全を守るができるよう、議会決議し、広島県

に対し、処分設置許可にあたっては、十分な安全性の担保と民意に配慮した判断を望む旨の意思表明をもらいたいという願意である。

委員 請願趣旨にある十分な安全性の担保とは何か。

紹介議員 十分な安全性の担保とは、設置許可にあたって、決して災害や水質汚染につながることはないよう対応することの意味するものである。

【採決】

採決の結果、議案については、全員一致、提案理由を了とし、原案どおり可決すべきものと決し、請願については、起立採決の結果、全員一致、採択すべきものとした。

また、請願30第2号については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求すべきものと決した。

請願30第3号の1「水道水源の保全に関する請願」

【要旨】「将来にわたり

安全な水源を確保し、市民の健康を守り、本市が発展しつづけるために、議会の権能を最大限發揮し、請願趣旨の実現に努める旨の意思表明を行うこと」、「水道水源の管理者として良好な水質の保全や安全性を脅かす要因の排除など、水源の安全性堅持を求めること」の2項目について議会決議を求めるもの。

【審査内容】

委員 「安全性を脅かす要因の排除」とは、沼田川流域の食品工場や化学工場そのものを排除することを意図するものか。

紹介議員 本請願はそうした工場自体の排除を願意とするのではなく、排水管理などが法令に基づき適正に行われることにより沼田川水系の水質保全や安全性を求めるものである。

委員 新たに工場等が立地される場合、水質管理

等の安全性について、その確保に加え、市民に対し十分な周知が必要と考えるが、本請願は、そうしたことまで求めるものか。

紹介議員 住民説明や地元合意は、現状の法令等によって十分に対応されているところであり、本請願をもって新たな対応を求めるのではない。

委員の意見交換

委員 水質保全上新たな企業や工場の立地を不安視する意見に対し、それらの設置にあたっては、環境基本法等の法令に基づき、水質基準の順守が細かく規定されており、沼田川水系に無防備に排水がなされるとは考えにくい。

委員 工場等に排水の管理を義務付ける法令等が整備されているも、その運用次第では、安全性が確保されない状況も起こりうる。

委員 本請願に対する表決にあたっては「安全性を脅かす要因の排除」という部分

ものか、共通認識をもって臨む必要がある。

委員 本請願は本市の水源の安全性を堅持することを願意とするものと解釈している。

委員 行政のコンプライアンスと説明責任を果たすことで安全性は確保できる。

委員 「安全性を脅かす要因の排除」とは、紹介議員の答弁と同様に、法の順守により安全性を確保するという趣旨であることを委員間の共有認識とする。

【採決】

起立採決の結果、全員一致、採択すべきものとした。



沼田川河川防災ステーションから望む沼田川

駅前東館跡地活用調査特別委員会

請願30第1号「三原駅前への図書館建設は中止し豪雨災害の復旧・復興事業を優先するよう求める請願」

【審査内容】

委員の意見交換

委員 駅前東館跡地活用問題については、議会において、長い時間をかけて、協議、検討を重ねてきた。賛否両論あったものの、最終的には駅前への図書館建設を可とする議決に至っている。駅前

の活性化も本市の課題であり、このたびの災害と駅前への図書館建設はそれぞれ別の課題として捉えるべきである。

委員 本事業は、駅前東館跡地への図書館建設を条件とした公募型プロジェクトにより民間事業者を選定し実施するもので、図書館建設の中止に伴う契約の解除は、図書館の設計・建築を担う民間事業者のみならず、本事業に関わる他の民間施設の設定・運営事業者に対しても損害を与えるものであり、賠償問題を招

く恐れがある。さらに、本事業は、国の認定を受けた中心市街地活性化基本計画にも位置付けられており、国庫補助の対象となっており、これを中止することにはメリットより、デメリットのほうが大きい。

委員 災害後の本市の財政状況に関する市民への説明不足が多く、署名につながったものと認識している。市は、今後も財政状況などについて市民への説明責任を果たさりたい。

【討論・採決】

賛成の立場から、災害からの復旧・復興と駅前東館跡地への図書館建設は別の課題として捉えることはできない。大型事業よりも市民の安心・安全な暮らしや復旧・復興の支援に取り組むための市政の転換が求められている。このため、本請願は採択すべきである、との意思表明があった。

起立採決の結果、賛成少数により、本請願は不採択となった。